

協議事項No. 2

各種委員の選出について

保健福祉審議会には、市の各課が所管する審査会や審議会等の委員の依頼を受けています。今回の保健福祉審議会委員の改選により、下記委員の選出をする必要があるため、ご協議をお願いします。

- 1 守谷市地域福祉推進委員会委員（社会福祉課所管）：1名
守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画の進行管理等
任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日（前任者残任期間）
令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年）
- 2 守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会委員（介護福祉課所管）：1名
守谷市内の介護保険の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業所の選考審査等
任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年）
- 3 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員（総務課所管）：1名
守谷市の公共施設の指定管理者の選定審査等
任期：平成31年4月1日～令和5年3月31日（5年）
令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年）
- 4 守谷市総合計画審議会委員（企画課所管）：1名
守谷市総合計画等の調査、審議等
任期：総合計画策定終了まで（令和3年度）

1 守谷市地域福祉推進委員会委員の選出（社会福祉課）

○守谷市地域福祉推進委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 守谷市地域福祉計画(以下「計画」という。)&守谷市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)&の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)&を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の進捗状況の確認、把握及び評価
- (2) 地域福祉計画等の施策の推進のための支援策の検討
- (3) その他地域福祉計画等の推進のため必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- (9) 守谷市保健福祉審議会の代表者（該当）

2 守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会委員の選出（介護福祉課）

○守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る候補者を選考し、並びに養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請に係る意見書及び指定居宅サービス事業者の指定又は介護老人保健施設の開設許可に係る意見に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会（以下「審査会」という。)&を置く。

（所掌事項）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議し、市長に答申する。

- (1) 守谷市地域密着型サービス事業者及び守谷市地域密着型介護予防サービス事業者の公募に応募した者の選考に関する事項
- (2) 老人福祉法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 28 号)第 3 条第 2 項第 3 号に規定する意見書に関する事項
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 70 条第 6 項及び第 94 条第 6 項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、6 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉又は介護保険に精通する者（該当）

3 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出（総務課）

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）
（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、守谷市の公の施設等の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 委員会の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が適当と認める者（該当）

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）
（委員会の所掌事務）

第9条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。

(2) 指定管理者の公募に関すること。

(3) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。

(4) その他指定管理者の選定に関し必要な事項

4 守谷市総合計画審議会委員の選出（企画課）

○守谷市総合計画審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 団体の役職員
- (2) 知識経験者（該当）
- (3) 市民